

第二十六回 参議院商工委員会会議録 第二十一号

昭和三十二年四月十六日(火曜日)午前
十時四十四分開会

委員の異動

四月十二日委員木島虎藏君、大倉精一君及び山本經勝君辞任につき、その補欠として西田隆男君、島清君及び藤田進君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 桑澤 兼人君
理事 阿具根 登君
委員 大谷 賢雄君
古池 信三君
小西 英雄君
白井 勇君
阿部 竹松君
相馬 加藤君
豊田 正人君
大竹 幸八郎君
秋田 大助君
原田 久君
三輪 大作君
科学技術調査官 柏原 伸一君
政務次官 通産業政務次官 長官官房長官
通商産業省 通商産業局長 鈴木 義雄君
重工業局長 小田橋貞寿君
事務局側 常任委員 国立国会図書館側 中根 秀雄君

参考人

東京大学工学部助教授 加藤信八郎君
日本化學工業協会副会長経済團体連合会産業技術委員会委員長 池田亀三郎君
三菱鉛筆株式会社社長日本中小企業団体連盟副会長 数原 三郎君

の時期については後日改めて協議すること。

第二に、日本科学技術情報センター

法案の審議について、十六日、すなわち本日でありますか、委員会に参考人の出席を求めまして意見を聴取する、

その人選、手続については委員長に一任する、この二つのことを決定いたしました。

第二の参考人につきましては、人選の上理事の方々の御了承を得て、東京大学工学部助教授加藤信

八郎君、日本化學工業協会副会長、経済團体連合会産業技術委員会委員長池田亀三郎君、三菱鉛筆株式会社社長、日本中小企業団体連盟副会長数原三

郎君、以上三人の方々に御足労を願うことにいたしまして、本日出席されております。なお、このほか国会図書館副館長中根秀雄君が出席をいたしております。右御了承を得たいのでござりますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松澤兼人君) これより委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る四月十二日大倉精一君、

山本經勝君、木島虎藏君がそれぞれ辞任され、島清君、藤田進君、及び西田隆男君が委員に復帰されました。

いたした通りでありますか、その前順序でございますが、順序といたし

ます。右御了承を得たいと思います。御意見を聞きたいと思います。御意見を聞かれてから順序でござりますが、順序といたし

ます。右御了承を得たいと思います。

第一は北海道の北海岸炭礦汽船株式会社清水沢本坑の坑内火災事件に関する事務局側

及び理事打合会を開きました。次に第一は北海岸炭礦汽船株式会社清水沢本坑の坑内火災事件に関する事務局側

とを決定いたしました。

参考人の方々には、御多忙のことろ本日委員会に出席いたしました。委員会を代表い

たしまして、厚くお礼を申し上げます。大へんお待たせいたしまして恐縮でございますが、日本科学技術情報セ

ンター法案に關しまして、それぞれの

お立場から御意見を承わりたいと存じます。

まず、東京大学助教授加藤信八郎君にお願いいたします。

○参考人(加藤信八郎君) 私は東京大

学工学部の応用化学において加藤で

ございます。大体専門は化學工業であ

りますから、従つて私のたゞいまから

申し上げる意見というものは、やはり

化學工業という面から見た意見とい

うになりますので、その点あらかじ

め御了承を得たいと思います。

実は、つい数日前に参議院の方から、

日本科学技術情報センター法案、それ

に付随した参考資料を送つていただき

ましたばかりでございまして、実はま

だ十分に読んでおりませんので、この

法案について、直接どうこうというこ

とは差し控えたいと思うであります

が、私が長年考えております理想的な

法案というものがありますので、それに

ついて申し上げたいと思います。

この日本科学技術情報センター法案の提案理由というものを見ますと、とにかく「わが国における科学技術の進歩を一段と推進するためには、急激に

増大しつつある内外の科学技術情報

を、迅速かつ的確に収集し、これを学習する必要がある」、こういうことで、これは原則的に私は賛成するものであ

界の者、あるいは民間の会社の方々、そういうところだけで、この世界の公表された文献というものを全部集めて、それを一々目を通すということは容易でないであります。従つて毎年政府から日本におきましてもおそらく数十億という研究費が支出されているのであります。少くとも日本の科学技術を根本的に推進するためには、この世界的に発表されている文献がここまであるということが、全部の人々にわかつていなければならぬのであります。従来の研究をいろいろ見ておりますと、すでに外国では発表されているもの、そのずっと前のところを、研究しているという例がたくさんあるのであります。それでは研究費といふものは生きてこない。従つて世界的に文献がここまで出ているということを十分に理解した上で、その先の秘密情報にわたる部分を研究するということが、絶対に必要なのであります。特にわが国のごときは、乏しい研究費でありますから、これを有効に使うということが、絶対必要なのであります。そのためには世界的な公表文献というものを、とにかく国家的機関において全部収録する、集めるということがまず第一であります。そうしてその集めた文献を整理、あるいは分類する。項目別にずっと整理分類いたしまして、さらにそれを必要に応じて各問題について能率的に探し出せるということが必要なのであります。たとえばあるAならAというものをを作るには、どういう技術があるか、今までで発表されていられるかということを、世界的の文献の中

このためには、各文献をカード式に整理いたします。それにたとえば現在までありますと、能率機械というものがいろいろ出ております。IBMあるいはレミントンとかいうような能率機械でさつと分類して、そうして自分の必要とするものを全部そこに出す。そしてこれとこれとこれだけの文献を見れば、今までにこの段階まで技術が進歩しているということわざかのように、それを知った上でその先を研究するということがなければ、日本の科学技術はいつまでも世界のうしろへくつついている、世界の科学技術のあとを追いかけていたいにすぎない、こう思うのであります。そういう要するに科学技術を全部集めたいわば新しい意味の図書館、科学技術図書館、そういうものを国家的に設けるということは、これは早晚わが国においても、必ずやらなければならぬことなのであります。そういう科学技術の世界的な文献を集め、それを分類整理し、能率機械で探し出す方式、こういうもののが確立いたしておりますと、われわれ学者はもちろんですが、工場の技術者、その他関係の方々が全部それを利用するということはこれは間違いない、立ちどころに利用することになるのであります。あえてそれを、その情報その他の他からその問い合わせが来る、あるいは調査に来るわけであります。そういう意味において、私は科学技術図書館

実はここ五、六年前に私はアメリカにおいて発表されましたP.B.リポート、それに続いて原子力リポートといふものの一括購入ということを主張してしまして、国立国会図書館へこれを全部買い入れたことがあるのです。ですが、おそらく数年にわたって二億円、千万円かの金をつぎ込んだのであります。現在赤坂離宮の中にP.B.リポートというものがあるのであります。このP.B.リポートというものはもうすでに御承知と存しますが、これは第二次大戦中に連合国がドイツの会社、工場、あるいは研究所から取り上げた資料であります。それをアメリカ政府が発表、公刊した、こういうものであります。これは從来の公表された文献資料であります。それをアメリカ政府が発表、公刊した、こういうものであります。これは従来の公表された文献資料であります。それは内容がまるで違う。さつき言つた秘密情報を属する部類であります。このP.B.リポートというものは、世界最大の大文献であります。およそ十五万件、一千万ページに及ぶものであります。でこれを利用することによって、わが国の科学技術というものは急速に進歩するということは間違いないのです。でありますが、すでに五、六年もたつのであります。であります。これが非常にまずいことがあります。どうしてですか。それは、国会図書館に入ったときであります。であります。こういうものを活版に分類、整理して、迅速に探し出せるようになりますが、国会図書館に入つたままで、活版に利用し得ないという状態であります。これは非常にまずいことがあります。そうしないと、せっかく買ったものが生きてこない。これは必ず一つの例であります。こういうことで、要するに国内にある公けの機関

根本であります。それからそれを併めたならば、カード・システムによつてこれを分類、整理して、能率機械にかける。そういたしますと、的確迅速に関係の文献が全部わかる、こういうことがあります。で、これができれば、実際に情報を流すというよな必要はないのでありますと、利用者はこそってこれを利用する。でこの情報の収録を雑誌その他によつて頗るする、あるいはどうするというよなことは、これは言うべくして實際は行い得ない。それはど豊大なんであります。たとえばここにアメリカの化学学会で出しておりますケミカル・アブストラクトといふものがあります。これだけは化学に関する世界のおもなる雑誌文献を全部短かく収録したものであります。現在では一年にこのくらいあるのです。厚みがこのくらいあります。厚みがこのくらいあります。これがでもまだ完全とは言えない、完全とは言えないのですが、とにかく世界的に文献を収録したものが、ケミカル・アブストラクト、これを発行するためには、アメリカの化学会は相当なる人と設備と金をつぎ込んでいるわけであります。これは化学だけの面であります。しかし、これはきわめて損な方法であります。ということは、そういう公刊物でみんなに知らせるということになりますと、共通のロスが

せること、一晩分を此事に費す。こののち、その定められたものでありますから、それだけをもとに調べればいいのであります。日本全国に雑誌にして流すとか、あるいは何とかして定めることは、これは非常なむだを生むます。そういうことは、これは非常なむだを生むます。そうして実際的には完全なものではとうていできない。このことは私の長年の経験でありますと、第二次大戦後、世界の文献がなかなか手に入らないというときに、またま何らかの方式で入ってきた文献を、簡略にいたしまして流す、日本中に流れたらよからうというので、すいとじりんやった経験はあるのであります。こういう不完全なもの、これは現在ではあまり意味がないのであります。しかも、非常なむだをするという面で到底は賛成しないのです。それよりも、とにかくこの科学技術図書館というものが、そこに分類整理が全部できていれば、各人が望みの問題を持つて、そこへ問い合わせる、あるいは行く、そして今の能率機械でさつと文庫が出来れば、それで事は十分足りる、もう思うのです。まあ、言えばそうではなく、そして今の能率機械でさつと文庫が出来れば、それで事は十分足りる、それは、先ほど申し上げましたように、P B リポートというものだけから考ふらりませんけれども、けれどもこの科学技術図書館というものの設立という見地から、相当大きな構想を持つて、始めないとならないのであります。つまり、最初から膨大にということは、とうしても国家的財政が許しませんがその一部分を始めないとならないのであります。それに対しして全面的に知ります。各人がほしいものはある毕竟あります。

めていく」ということであつてほしいと思うのであります。

以上申し上げましたのは、きわめて根本で、この日本科学技術情報センターというものを私が見た結果、私が長年考へ、長年希望しているもの、すなわち科学技術図書館の設立といううとを根本的に申し上げたのでありますて、直接この日本科学技術情報センター法案のどこがどうだということは、ちょっと今日はまだ私は言えないのですが、以上の根本概念を申し上げて、御参考になればけつこうだと思うのであります。

次に、日本科学工業協会副会長、経済團体連合会産業技術委員会委員長 池田亀三郎君にお願いいたします。
○参考人(池田亀三郎君) 私は先だって衆議院の方にも参考人に呼ばれまして、またきょう重ねて申し上げることはないと思っておったのでござりますが、きょう呼ばれましたので申し上げますけれども、なおきょう一時から私は衆議院の方へまた参考人で呼ばれておりますので、だいぶ時間も経過いたしましたし、なるべく簡単に申し上げたいと思いますが、私はちょっと加藤さんとは違った立場からこれを見るわけでございます。そのおつもりでお聞き取りを願いたいのであります。

技術振興というような問題につきましては、どなたも反対の方はございません。皆さん方がそうおっしゃいます。ただこの振興の必要性の認識の程度が非常に違うのじゃないかと思います。私どもがわが国の大体のこの資源なり、人口なり、その他世界の中に置か

れた立地条件からしまして、どうして
もこの技術振興というもののは、むしろ
行き過ぎたくらいに、国家の最高政策
としても考えていただきたい、こうい
うふうにかねがね考えておるものであ
ります。大体皆さんが賛成するような事
ことは、皆さんもやらないのです、太
体。私どもかつて、P.B.リポートの問
題も、今お話をありましたのですが、
ちょうど吉田内閣のときでございまし
たが、何かこのと野党の共同の広場と
して、技術振興というものを考えたい
ということで、科学技術振興協議会を
いうものを作りまして、それはその当
時の衆議院の議長さんに会長になつて
もらいまして、参議院の副議長、社会全
般の三木さんでありましたか、この方
に副会長になつてもらいまして、私が常
任委員長ということでしたしました
のですが、そのときちょうど今P.B.リ
ポートというお話をしも出ましたから申
し上げますけれども、これは実際買っ
のに非常に金もかかる、たまたま吉田
総理は非常に御理解があつて予備金が
ら出して下さいました。それで加藤さん
のおつしやつた通り国会図書館に儲
えつけることができた、こういうこと
をおもになされました。その後だんだん
と技術振興のことがやかましくなりま
して、議員連盟というものがたしか三百
五十何人くらいおつたと思ひます
が、これが、議員連盟が非常にいろい
るな弊害があつておもしろくないとい
うことで、解散しようということで解
散なさつたようでございますが、そこ
で、その後にこの関係で生まれました
のがこの経済団体連合会ですが、そん
なことで、いろいろ私ども民間人とし
てちよちよくそんなところに呼ばれまし

て参りましたのでございますが、どうしても科学技術庁というものを、そういったものをぜひ作りたい。これは最初の科学技術振興協議会の時分から問題になつておったのでございます。たゞまた一昨年の秋に、私ども行政審議会に科学技術庁の設立についての諮問をされまして、結局できたものが答申案より非常に弱いものでございまして、遺憾ではありますけれども、とにかく一応科学技術庁というものができ上つたのであります。そこで、でき上つた結果の第一の問題といたしますと、きょう問題になりました科学技術情報センター、それから技術開発公団、それから分析センター、こういったものが企画されたのでござりますが、不幸にして技術開発公団は私一番必要と思っておつたのでありますけれども、これはいろいろ反対もございましたようです。結局はただ調査費だけでも二百四十万円ですか、そのくらいのものがちょっと頭を出してきたというふうに伺っております。なお、分析センターの方は科学技術庁にはできませんで、結局工業技術院の中に一部そういう設備ができるということのようでございます。

第でござります。そこでこの情報センターにつきましては、大体初めから大きないろいろな衆議院でも希望がございました。伺っておりますと、これはみな理想論でございまして、結局そういった大きな将来での大理想を掲げていくことはけつこうだと思います。しかし、今の国家財政の関係から、一足飛びにこれをやることは、困難じやないだらうか、一応ここで、この辺のところで一番能率よく考えて成果を上げるようになつていくということが、第一要務じやないかと、こういうふうに考えたわけでございます。

それでなお情報センターの必要性でございますが、今お話し伺いますと、科学図書館ができればいいということをございましたけれども、私ども仕事ををしておる者からいいますと、相当それをそれのみな情報を取るには金と労力を使っております。そうしていろいろお話をあつた通り、大体どります文献も調べておるところのおよそもう同じ程度のものを見ているのじやないか、こう思します。これならばおののおのがいろいろ苦労して金を使ってやりませんで、も、中核的な国家機関がでまして、そこでやつて下さるということでありますと、大へん仕合せであります。われわれはこの上の専門が必要だといふお話をあつたなら、やむを得なければ買おうじやないか、こういうことを考えております。例を申しますと、私どもずっと十年ほど引っ込んでおりました。いろいろ技術振興だとか工業教育とかといった問題があるのでですが、そういうのをずっと考えてみますと、最近この技術の進歩、原子力とか、オートメーションとか、あるいは石油化学

とかいふことを申されます。私は昨年の四月にこの年寄りでいろいろな今までの主張もいたしました。石油化学会社を創立いたしました。さて考えてみますと、今度発足する会社が十社ござりますが、どれもこれも全部外国技術を導入する、特許、ロイアルティ莫大な金が要る。大体私の存じ上げてゐるところでは、國家研究機関そのほかで一年の予算が大体百六十億くらいじゃないかと思いますが、今度外国技術からとるもののがどのくらいになりますか。今私はつきり覚えませんけれども、相当の金額になります。これはいつまでも外国技術を導入していくことであっては、とうてい資源も少い、人口の多い日本は外に立ち向っていくといふことはできないと思います。結局は技術振興以外には日本は生きる道はない、私はふだんからこういうふうに確信しておるものでございます。それで戦争中からかけまして、戦後ずっとますますそういう先進国との間に技術程度の格差が、むしろ近づくよりは離れんとしておる、こう申し上げてもよかろうかと思ひます。

申し上げますと、何十種類があるわけですね。これは次々と非常な進歩を遂げております。この情報を取りるということも、そう簡単ではございませんで、今の進歩ですとそういうとつたものは何にもならないと思うのです。なるべく迅速に的確に情報を得たい、こういうことを考えます。

そんなことをも考えまして、まず大体この技術振興の基礎をなすために、その一つの一翼として、情報を得たい、こういうふうに思つております。これは発行されました、公刊されたもののを見るだけではいけませんので、その他他のものを使いまして、今言つた情報の一部を使ってやつておる、こういうことがあります。それから国と國との間で、われわれの手ではどうしてもできないものを、國家間で公刊してやるということでありまして、これは容易にたくさん出てくるのではないかと思ひます。そんなこともありますまして、何といつてもなるべく早く情報センターを作つて、これを拡張して理想的なものにやつていただきたい、こういうふうに私は考えております。

なお、遺憾ながら日本は、ヨーロッパのまん中でもありますといいのですが、交通が不便でござりますから、またあるいは会議に出るとか、会議の資料をもらとうとかいうこともござりますが、なかなか日本のようになれておつて、言語も違いますので、この点が非常に不利でございまして、むしろ、われわれはアメリカ、ヨーロッパ等で考えておる、あるいはやつておる以上のことをわれわれはやらなければ、この技術振興に対処することはできないの

じやないかということを心配しております。そんなことで今加藤先生がおしゃつた通り、なるべく早く確実な情報を取り入れまして、これは今言つたとおり、各図書館でもけつこうでござりますけれども、図書館だけでは、なかなかそこへ足を運んでいらっしゃいますから、これを一括して、各図書館でもけつこうでござりますけれども、図書館だけでは、なかなかそこへ足を運んでいらっしゃいますから、やはりこれは整理しましてこれを消化しまして、そうして一般に普及していただきたい。たゞ少し、これは用のないものはこの限りではない。会社に投資しますが、これだけで利益配当の必要はありません。この辺のところは技術的はどうするかといふことは、今後の問題だと思います。私たちが会社を經營する場合でも、このものをやりますには企画が一番大切だと思います。企画をやりますには、金を使つて、融資をして、この企画を十分にやつていただきたい、こういうふうに考えておるものでござります。

なお、これにはもちろん集める、そしてそれを消化する、分類するといふことがありますと、自然系統的にも便利があるのじゃないか、こんなふうに考えるのです。そうしてこれができます、総合的にもなります、非常に便利があるのじゃないか、こんなふうに考えるのです。そうしてこれを技術的な問題になりますけれども、適時適宜に必要な方面になるべく効率的に流していくことが、絶対条件であろうかと、こんなふうに思つておるものであります。こういったことですが、この運営についての非常に重要な問題となると思います。

で、この前に衆議院の委員会でも問題になりましたのですが、一体科学技術

術とは何ぞやといふような問題もありません。私はこれはお答えはできません。行政審議会のときも、これはすぐ問題になつたのでござりますが、たゞま根本長官が、これは産業技術が科学技術だ、こういうことをおっしゃいました。科学技術といえば、一応人文科学も入ることになります。それは将来の理想としてはけつこうでございますけれども、なかなか二億や三億を一年に使いましてこの面までこれを伸ばしていくことは、これは絶対不可能だし、また、やってもむだだ、こう考えておりますので、私の希望から言いますと、自然科学を基礎とした技術振興をやって、なお、その中でも重点的に一番効果のあるような日本の技術振興、国民経済に影響を及ぼすような問題を取り上げた方がよはないかといふように希望を申し上げたいのです。せんだって、長官から経團連の幹部を呼ばれまして説明会があつたときも、石川君から、実際の自分の経験から言いまして、そりいした方面の意見がございました。私もかねがねそう思つております。少くともこの面では、この情報センターは、一番確かなもので一番効果的なものだといふうなことからだんだん始めていきたいと、こういうふうに私は希望いたしました。

さいます。これはもう事業も人なりであります。やっぱりこういうものも人なりであります。また待遇があまりよくないらしいので、私どももあの人大と思はなければなりません。それでございますが、ただ、總理大臣の認可を得ますと兼任を認めるということになつておるようになりますが、私の希望は最初はそういう適當な人がございますれば、兼任でもやむを得ない、やがておいおいと基礎もできましたときに、専任の人を持ってくるということになるのじゃないだらうか、こんなふうに考えをるのでござります。

なお、私どもが一番問題にしておりますのは、大体規模が非常に小さいし、ほんとうは政府が独自でやって下さるのがいいと思うのですけれども、これまた財政等の關係もござりますと、思いますから、民間も当然これに協力申し上げなくちやいからろう、こう思つております。そこで、むろん一番大きく受益するのは民間でございますから、当然の資金上の協力を申し上げなくちやいから、これが私どもも承知しております、これはせんだつて長官がいらしたときも、はつきり石坂会長からお約束申し上げた次第でございました。これからその人もきまりまして、どうなりますかわかりませんが、小さく生まれるのでそれども、なるべく大きく育つていてことを私は切望してやみません。

なお、この人事、機構のほか、政府の監督でござりますが、当初からあまりむずかしい監督をされますと、動きにくいのではないか、こう思います。まあ結局は、あまりむずかしい機構、人事、監督で、官僚的にならないようよろしく、私ども希望を申し上げる次第でございます。

○参考人(数原三郎君) 私は、中小企業の関係について簡単に申し上げたいと存じます。しかし、この科学技術情報センターというものは、そのねらうところは、むしろ大企業に重点があると思ふのであります。取り扱うなむちねらう層が高度の技術をねらうところに新鮮味があり、効果が上がるのではありますから、この情報センターの事業の重点が大企業に偏するということは、異議ないところであります。

しかし、今日の中小企業の現状を見ますと、すでに御承知のように、中小企業の技術は、大企業と比較いたしましても、また、海外の中小企業と比較いたしましても、日本のものは程度が非常に低いのであります、量は多いのですが、いかにも粗雑な未熟なものでござります。従つて、この中小企業の技術を高度化し、これをもつと技術的に水準を高めていく、ということは、中小企業の振興上、また、日本の産業政策として、最も重要な点であることは、いまさら申すまでもないことであります。従つて、先ほど加藤先生のお話しにあるようにP.B.リポートの

ような広範な資料が日本にありのに、一向に利用されない、あるいは、ことに中小企業などでは、そのあることすらほとんど知らないような状態であります。もつとも、あのP.B.リポートがアメリカで発表されたときに、われわれは人をちょうど海外にやつておりましたから、特にアメリカに回つてこれを調べさせてみたのです。その後、そのものが全部日本へ持ち込まれたので、数人の人間を一ヶ月にわたって、その中から自分の仕事に関係のある部分を調べさせたこともあるのであります。しかし、あの資料を知つておる者はそういう努力もいたしますが、これは一つにはあのP.B.リポートが比較的古いものでありますて、戦争中の資料であつて、今日ではちょっと古くなつておるという関係もあり、またあまりに膨大である、玉石たき込まれているという関係で、あれを調べ上げると、いうことは非常な努力も要るというような関係で、どうも今まで十分に利用されていないように、これは私ども感違いかもしれませんが、そんなふうに思うのであります。これらから見て、も、今度の、これは一つの例になると思ひのですが、情報センターができる、ああいう中の資料で、そのうちの新しいいいものを選別整理して、これを資料化してもらうというようなことになれば、あのもの也非常に生きてくれるのじやないかと思うのです。先ほど池田さんからのお話しにもありましたように、日本は地理的にもかなり遠い、その上に言語的に言葉で大きな制約を受けておるために、中小企業などは、ほんと海外に資料を求めるといふことは、人の取り得たものをまねね

る程度に過ぎないのです。そう
いう面からいたしましても、この情報
センターが今後もしえきるならば、非
常なる進歩であり、中小企業としても、
これによつて大いに技術水準を上げること
が可能であらうかと思うのであります。
なおつけ加えますと、先ほどのお話
にもございますが、ヨーロッパは共
同市場とまで言われることく、「一国」の
ような科学技術という点からいうと一
つの国みたいなものでありますから、
あそこにおりますと、人と話をしてい
て即座にヨーロッパ中に電話で資料を
求め、物を探すことができるの
であります。日本ではあそこまで出向
いていかなければできぬといふよう
な、非常に不利な立場にありますするか
ら、こういう情報機関ができまして、
活発なる情報活動が期待できるという
ことは、今まで日本がこういう面で
著しく歐米からおくれている。こうい
う点にかんがみましても、きわめて緊
急なことと思うのであります。
はなはだ簡単でありますけれど
も、時間がありませんから……。

○委員長(松澤兼人君) ありがとうございました。最後に、国会図書館副館
長中根秀雄君から御意見をお述べ願い
ます。

○国立国会図書館副館長(中根秀雄君)
中根でございます。科学情報センター
につきまして、先ほど来だんだん詳し
くいろいろの御意見がございまして、
私からそれに付加するようなことは何
もございません。ただ、国立国会図書
館といたしましてこの法案に出でおり
ます科学情報センターとの関連を中心
を置きましてちょつと申し上げたいと

国立国会図書館と科学技術庁との何かなわ張り争いみたいな気がするので、まことに心苦しいのであります。そういう趣旨ではございませんので御了承いただきたいと思います。で、科学技術情報センターのできますことにつきまして、われわれいたしましては、まことに日本の科学技術の推進をする上におきまして、まことにけつこうなことだと存じております。ただ、この科学情報センターの法案を見ますと、第二十二条に情報センターの業務が書いてあります。それの第一項に「内外の科学技術情報を収集すること。」それから「内外の科学技術情報を分類し、整理し、及び保管すること。」それから云々とございますが、この科学技術情報の収集ということにつきましては、この法案を通じまして私ども部外者でありますので、よくわかりませんが、おそらく科学技術の情報を収集するということは、他の一面におきまして科学技術に関する文献、資料の収集する、ことに科学技術の資料を収集するというふうな点、あるいはわれわれが科学技術その他の資料を收集いたしました際に、これを常にいかなる場合でも即座に出せるよう整理をしておくという点は、まさしく第二号に該当するような事項かと思うのであります。ですが、そういう意味におきまして、国会図書館の資料の收集、あるいは、その資料の利用、これは国立国会図書館法の規定の命するところでございまして、われわれは日々それをやってお

るわけでございます。そういう点につきまして多少の疑義と申しますか、国立国会図書館の目的を紛消されはしないかという懸念を、実は持つておったわけであります。

先ほどお話しもございましたように、国立国会図書館といったしましては、科学技術の振興が日本の国運の展開のために最も重要であるという見地から、もちろん国立国会図書館は広く学あらゆる資料を収集いたしておりますが、特に昭和二十七年以來科学技術の資料の収集に相当の力を傾けているのでございます。多少数字を申し上げますと、これはもちろん国立国会図書館だけの範囲ではございません。広く学界から、また産業界から、また国会から、いろいろの御激励と御援助のもとに、そのような方策がとられたのでありますから、昭和二十七年度におきまして、先ほどお話しのございましたP.B.リポートの一括購入ということになります第一着手として立てられまして、それが昭和二十七年でございます。六千九百万の、このときは昭和二十七年の補正予算で計上されておりまして、翌昭和二十八年度には八千万円、それから多少少下りましたが、昭和三十二年度までを含めまして、実に二億一千九百万円、これが七、八、九と六カ年計上されているわけであります。この金額は、その金額自体が非常に大きいのでありますから、比較する数を持って参りますと、二億円余の国費が、この科学技術指導文献の収集その他に使用されておるのであります。この金額は、その金額自体が

資料を購入する経費はどのくらいあるかと申しますと、一年に約一千六百万でございます。この数は昭和二十七年度以来ほとんど変更がございません。そういたしますと、この一千六百万円をもちまして、われわれはいわゆる内外の文献、資料を購入しているわけでござります。従つて、外国の文献等に回す経費は、まことにお恥しい次第でございまして、年間三百萬ないし四百万、その他は国内の資料につきましても、もちろん必要なものは納本のほかに重複して購入いたしております。御承知のように納本がございますが、これは無償ではございませんで、代價金を支払つております。御金に固定されまして、一千六百万のうち一千一、二百万というものは大体経費はわずかに三百萬ないし四百万であります。ところが、たゞいま申し上げましたように、科学技術関係の資料文献の購入は六カ年度にわたりまして、平均いたしまして、毎年度三千萬円以上上の経費が計上されております。このほとんど大部分は、国内もさることであります。主としては海外の科学技術に重要な文献の資料購入その他に当たられておるわけでありまして、どれだけ、国立国会図書館におきまして科学技術関係の資料、文献の収集に相当力御了解いただけると思うのであります。そういうわけでありまして、国立国会図書館といまして、科学技術関係の資料、文献の収集に入れておる。これは先ほど加藤先

生からもお話をございましたように、科学技術の図書館を運営している実際はわれわれの、科学技術の分野につきましての貢献は、予算の計上と多く関係いたしまして、なお貧弱であります。しかし相対的に申しますと、外の文献、資料を購入しているわけでござります。従つて、外の文献等に回す経費は、まことにお恥しい次第でございまして、年間三百萬ないし四百万、その他は国内の資料につきましても、もちろん必要なものは納本のほかに重複して購入いたしております。御承知のように納本がございますが、これは無償ではございませんで、代價金を支払つております。御金に固定されまして、一千六百万のうち一千一、二百万というものは大体経費はわずかに三百萬ないし四百万であります。ところが、たゞいま申し上げましたように、科学技術関係の資料文献の購入は六カ年度にわたりまして、平均いたしまして、毎年度三千萬円以上上の経費が計上されております。このほとんど大部分は、国内もさることであります。主としては海外の科学技術に重要な文献の資料購入その他に当たられておるわけでありまして、どれだけ、国立国会図書館におきまして科学技術関係の資料、文献の収集に相当力御了解いただけると思うのであります。そういうわけでありまして、国立国会図書館といまして、科学技術関係の資料、文献の収集に入れておる。これは先ほど加藤先

生からもお話をございましたように、科学技術の図書館を運営している実際はわれわれの、科学技術の分野につきましての貢献は、予算の計上と多く関係いたしまして、なお貧弱であります。しかし相対的に申しますと、外の文献、資料を購入しているわけでござります。従つて、外の文献等に回す経費は、まことにお恥しい次第でございまして、年間三百萬ないし四百万、その他は国内の資料につきましても、もちろん必要なものは納本のほかに重複して購入いたしております。御承知のように納本がございますが、これは無償ではございませんで、代價金を支払つております。御金に固定されまして、一千六百万のうち一千一、二百万というものは大体経費はわずかに三百萬ないし四百万であります。ところが、たゞいま申し上げましたように、科学技術関係の資料文献の購入は六カ年度にわたりまして、平均いたしまして、毎年度三千萬円以上上の経費が計上されております。このほとんど大部分は、国内もさることであります。主としては海外の科学技術に重要な文献の資料購入その他に当たられておるわけでありまして、どれだけ、国立国会図書館におきまして科学技術関係の資料、文献の収集に相当力御了解いただけると思うのであります。そういうわけでありまして、国立国会図書館といまして、科学技術関係の資料、文献の収集に入れておる。これは先ほど加藤先

生からもお話をございましたように、科学技術の図書館を運営している実際はわれわれの、科学技術の分野につきましての貢献は、予算の計上と多く関係いたしまして、なお貧弱であります。しかし相対的に申しますと、外の文献、資料を購入しているわけでござります。従つて、外の文献等に回す経費は、まことにお恥しい次第でございまして、年間三百萬ないし四百万、その他は国内の資料につきましても、もちろん必要なものは納本のほかに重複して購入いたしております。御承知のように納本がございますが、これは無償ではございませんで、代價金を支払つております。御金に固定されまして、一千六百万のうち一千一、二百万というものは大体経費はわずかに三百萬ないし四百万であります。ところが、たゞいま申し上げましたように、科学技術関係の資料文献の購入は六カ年度にわたりまして、平均いたしまして、毎年度三千萬円以上上の経費が計上されております。このほとんど大部分は、国内もさることであります。主としては海外の科学技術に重要な文献の資料購入その他に当たられておるわけでありまして、どれだけ、国立国会図書館におきまして科学技術関係の資料、文献の収集に相当力御了解いただけると思うのであります。そういうわけでありまして、国立国会図書館といまして、科学技術関係の資料、文献の収集に入れておる。これは先ほど加藤先

生からもお話をございましたように、科学技術の図書館を運営している実際はわれわれの、科学技術の分野につきましての貢献は、予算の計上と多く関係いたしまして、なお貧弱であります。しかし相対的に申しますと、外の文献、資料を購入しているわけでござります。従つて、外の文献等に回す経費は、まことにお恥しい次第でございまして、年間三百萬ないし四百万、その他は国内の資料につきましても、もちろん必要なものは納本のほかに重複して購入いたしております。御承知のように納本がございますが、これは無償ではございませんで、代價金を支払つております。御金に固定されまして、一千六百万のうち一千一、二百万というものは大体経費はわずかに三百萬ないし四百万であります。ところが、たゞいま申し上げましたように、科学技術関係の資料文献の購入は六カ年度にわたりまして、平均いたしまして、毎年度三千萬円以上上の経費が計上されております。このほとんど大部分は、国内もさることであります。主としては海外の科学技術に重要な文献の資料購入その他に当たられておるわけでありまして、どれだけ、国立国会図書館におきまして科学技術関係の資料、文献の収集に相当力御了解いただけると思うのであります。そういうわけでありまして、国立国会図書館といまして、科学技術関係の資料、文献の収集に入れておる。これは先ほど加藤先

うものは、一つの図書館をもつとしては、どのようにそれが整備されましても不可能なんでありまして、こういう種類の類縁の科学技術に関する図書館への機能が各方面にたくさんできる、それが連携をしていくときに、初めて一国の科学技術に貢献をし得る科学技術文献の収集並びに利用の機能、「つまり図書館的機能が果されるのであります、われわれはそういう意味におきましてこの情報センターの成立につきましては、何ら異存はございません。

ただ、くれぐれも申したいことは、われわれが国立国会図書館といたしまして、収集しております文献資料の御利用が願いたいということ。またわれわれがそのような野心的意図をもつて運営しております科学技術図書館の将来に向つて、これが何らかあやまつて、紛淆を来たすようなことのないよう、一応この規定の上におきましては、そのような心組みをもちまして表現されておりますが、この点をくれぐれも、われわれといたしましては念願いたしている次第でございます。

その他の点につきましては、われわれ詳しく述べは存じませんが、はなはだなわ張り争いがましく見えますけれども、そういう趣旨でございません。日本科学技術の水準が一刻と引き上げられますように、われわれとして努力している。このわれわれの努力が順調を来たさないということが承認せられ、確保されるということが、最も望ましく思つておる次第であります。

○委員長(松澤泰人君) ありがとうございます。

○豊田雅孝君 大体参考人の方々のお話は、情報センターの必要性を強調せられた方が多いようと思うのであります。ですが、これが必要だということにつきましては、私ども十分その必要性を認めています。しかし必要なだけに、この法案で果してうまくいくかどうかということには、相当疑問を持っておるものであります。しかし必要なだけに、この法案で果してうまくいくかどうかということには、相当疑問を持っておるものであります。しかしながらだけに、この法案で果してうまくいくかどうかといふことには、相当疑問を持つておる者の一人であります。これを具体的に言いますと、この情報センターは公益性を尊重しなければなりません。要するに公益を十分に考えて運営していかなければいかぬという趣旨から、特殊法人にしておるということになつておるのであります。ところが、この法案の内容を見ますと、二十八条には貸借対照表を作れとか、あるいは損益計算書を作れとか、それから三十条には特に利益の積立をやれ、それから利益の配分をしなければいかぬ、利益するに配当をしなければいかぬ、利益ある場合には……、そういうような規定があるのです。そこで、非常に矛盾があるのでないか、公共性から見て、特殊法人にしておるという点が、その運営は会社的にやつていかなればいかぬ、こういふうに見えるのが、その運営には……、そういうような規定があるのです。そこで、非常に矛盾があるのでないか、公共性から見て、特殊法人にしておるという点が進んで就任するかどうかという点も、疑問を持つてあります。そういう点から、学界の方からごらんになつた御意見、それから経団連からごらんになつた御意見、あるいはまた数原さんなど、実際の業界から見られた御意見、そういう点を伺つておきたいと思います。

○参考人(加藤信八郎君) 今の御質問に対して私の信念を申し上げます。私は先ほど申し上げましたように、このように行けば、確かに公的使命を負うべきであると、それが長所が出てくると思うのであります。どつちかに微すれば、それがそれの長所が出てくると思うのであります。どつちかに微すれば、それが、その運営は会社的にやつていかなればいかぬ、こういふうに見えるのが、その運営には……、そういうような規定があるのです。そこで、非常に矛盾があるのでないか、公共性から見て、特殊法人にしておるという点が進んで就任するかどうかという点も、疑問を持つてあります。そういう点から、学界の方からごらんになつた御意見、それから経団連からごらんになつた御意見、あるいはまた数原さんなど、実際の業界から見られた御意見、そういう点を伺つておきたいと思います。

○参考人(数原三郎君) 同様でござります。

○豊田雅孝君 池田さんも、配当は期待をせられぬという御意見であります。が、それならそれなりに、法案の建前を、民間の方からは寄付金とか、そういうような行き方で、明らかに公益に従事するような行き方にして、やはり金は集まるのは集まるし、出そうといふ氣持には変りはないようなことなんありますが、衆議院の付帯決議にも、「政

府は、日本科学技術情報センターの監督に当つては、科学技術の振興に貢献せます。が、衆議院の付帯決議にも、「政

のが目的であります。それが特に出版物をしたり、何かして、利益を得るのではありませんか。将来のこと�이りますが、そういうことは全然な

御意見を中心とした質疑を行います。

○豊田雅孝君 大体参考人の方々のお話は、情報センターの必要性を強調せられた方が多いようと思うのであります。しかし必要なだけに、この法案で果してうまくいくかどうかといふことには、相当疑問を持つておるものであります。しかしながらだけに、この法案で果してうまくいくかどうかといふことには、相当疑問を持つておる者の一人であります。これを具体的に言いますと、この情報セ

ンターは公益性を尊重しなければなりません。要するに公益を十分に考えて運営していかなければいかぬという趣旨から、特殊法人にしておるということになつておるのであります。そこで、非

常に問題なんですね。投資になりますと税金がかかりませんが、ちょっとこれは寄付になりますとどうなりますか。これはよくわかりませんが、ちょっと

これがかかると、やはり税金がかかります。あるいはその面から言

うと、一応は私は投資でいいのかもし

ません。その扱い等は私にもよくわ

かりませんが。

○豊田雅孝君 その点政府側に聞きたいのですが、財團法人に対する特別行為といふうになれば、税金関係はな

くして済むのじやないです。

○政府委員(三輪大作君) 民間から出資金をいたたくことになりますが、寄付金については税金の免除の手続を今とりつござりますので、税金はつかない。出資金の方は、現在の段階ではそう取り扱われるはちょっと困難かと思いますが、こう思つております。ただ、今までのことはわかりません。大蔵省の関係等もわかりません。結局やむを得ず成立するためには、こういうような格好になつたのじやないかと、こう思つております。

○参考人(数原三郎君) 同様でござります。

○豊田雅孝君 その点は財團法人にはつきりしてしまって、公益法人的にやれば、かえつて税金関係はかかるなくて、業界から民間から金を集めることには、より便宜だということになるのじゃないですか。

○政府委員(三輪大作君) 豊田先生のおつしやるよう、財團法人にした方が、形がすつきりしていいだらうといふふうに、私ども一応当初考えたのであります。ところが、財團法人にいたしますと、会員関係で情報がかたよ

りますので、この点質問しておきたいと

ほんとうに公共的なために国家が作る

思います。それがみずから仕事をし

ますと、もうけるといいますか、簡

單にいえばもうけるといふうこと

あります。

○参考人(池田龜三郎君) 私は豊田さ

んの言われたようなことを含みで申し上げました。特にこれは投資というこ

とを、一部民間の投資になつております。されども、実際には配当なんかできません。配当なんか……投資するわれわれも、配当いただこうと

思つて投資はあまりなさらないです。

○参考人(池田龜三郎君) 私は豊田さ

んの言われたようなことを含みで申し上げました。特にこれは投資というこ

とを、一部民間の投資になつております。

る、どうしても会員中心ということにどうなりますから、公共性ということにどうしても欠けてくるおそれがあるという点で、ちょっとこれはは合意ないじやないかということから、むしろ一面においては公共性という性格を持つておる、また運営におきましては、情報センターが、民間の科学技術振興のために、積極的にサービスするという機動的な運営ができるという面から言うならば、むしろ特殊法人という形にいたします。一方においては国家がこれを十分監督いたしまして、利益を追求するような運営をやらせないという監督のもとに、しかも公共性に富んだ、あらゆる広い面で金日本の科学技術を振興させる情報活動ということをさせるには、いさかがあいまいであります。その利益は追求しないというのは、かかった実費はもらいますけれどもその法人という形になつたのであります。その利益は決して織り込ませないというところに利潤は追わない、しかし三分の二は売り上げでやっていかなければならぬという趣前もございまので、結局売り上げをふやすということは、民間の産業界がなるほどこれは役に立つ、有益であるというものであればこそ買うわけであります。利用するわけでありますから、さらに情報センターが一生懸命努力いたしまして、民間にいたしまして、一方では民間に喜ばれる、ほんとうにためになる情報

形の方々が、こういう国家的機関であります。しかしもサービスをモットーとする機関ということになりますれば、財團法人よりはむしろ特殊法人の方がよろしい、こういうことでかようないたたのであります。

○大谷賛雄君　国会図書館にちょっとお尋ねしますが、先ほどこの六年間に二億数千万円の費用を投じて科学技術振興の文献等を御収集になつたところでござりますが、これの利用率、産業界はどんなふうに利用しておられるか、あるいはまた学界はどんなふうに利用しておいでになるか、というような点についておわかりであつたら、お聞かせ願いたいと思います。

○国立国会図書館副館長(中根秀雄君)　利用の面につきまして申し上げることを省略いたしたのであります、たとえばこれはまあ広くP.Bリポートだけではございません。原子力関係の資料等についてもさようございますが、もちろん専門的な資料でございまして、一般的の程度と申しますか、低い程度の学生等の利用には、必ずしも適しておりません。従つて必ずしもいわゆる閲覧者と、いうような数だけで、これは判断することはできないと思ひます。ところで、御承知のように、たとえばこのP.Bリポート並びに原子力関係を中心にしてした文献資料につきましては、四千人余りの者がこれを利用しております。閲覧をいたしております。

従つてそれを閲覧いたしますときには、
読機にかけましてこれを拡大して読む
というので、一般の図書を閲覧する
ような場合にいきませんので、そこ
多くの閲覧者は自分の欲する資料に
きまして一応閲覧をいたしまして、そ
らにこれを複写拡大いたしまして写真
に大きくとりましてゆつくり研究資料
として使うのであります。従つて閲覧
と同時に科学技術文献の資料につきま
しては複写が非常に出るわけであります
して、たとえばこの資料を購入したく
ました当初におきましては、なお微ミ
たるものでございまして、たとえば昭和
二十八年度におきましては、件数によ
いたしましてこれはもつとも九月から
三月までの間でありますが、三千件で
であります。ページ数にいたしまして
十一万二千ページ余であります。とこ
ろが、昭和三十一年四月から今年の三
月に至る分でございますが、つまり昭
和三十一年度分これの総計を見ます
と、件数にいたしまして一万四千二百
六件の複写が要求されております。そ
れに対しまして複写いたしましたペー
ジ数に換算いたしますと、実に六十二
万五千三百四百ページというものが、こ
の複写によってそれらの利用者に手渡
されているわけでございます。こうし
う数字だけでは、まことに精彩がござ
いませんが、先ほど来んだんお話し
のございましたように近年著しくその
利用度合いが高まっているように考
えております。

うふうに利用するかという面におきましては、予算をもろん件うことになりますが、今まで私が見ておりましたところでは、国会図書館というものが非常に微力であるとはつきり申し上げられるのであります。そこで、これでもつと的確に利用する、早く利用するために、どうしても民間企業を使なけばならないということを感じさせて、いろいろの民間の業者に私、誰得いたしまして、この国会図書館によるPBリポートを各会社が利用する上に、そういうつもりでPBリポート出版社というものを通じて、国立国会図書館にあるPBリポートを現在利用しているのであります。

図書館でももちろん頼まれれば複写等の他いたすのであります。実際に利用する方から申しますと、図書館も官庁であるということもありましょが、非常に仕事がおそらく間に合わないといふ点があるのです。そこで、それを利用するにはやはり民間の企業を使わなければならぬ。民間の企業でありますれば、非常に早く迅速に利用するには便利に利用者に文献が複写をすることがだめだという感じを持っているのであります。

○阿久根登君 加藤参考人にお尋ねいたしましたが、加藤参考人のお話を承つておりますと、科学国立図書館を作るべきである、こういうことを言われておつたと思うのです。今のお話では、国立図書館では情報が非常にお

そい、こういうことも言われておりますので、今の国立国会図書館の運営、その他別個の科学国立図書館を作れ、こうう意思であるかどうか、それを一つ〇参考人(加藤信一郎君) 私はこの年現在の国会図書館の運営、その他見ておりますと、私ははつきり申し上げましてだめである。従つて別個にの国会図書館の数倍くらいの大きさのものを国家的機関において作るといことが望ましい。

〇阿木根登君 中根国会図書館副館長にお尋ねいたしますが、先ほどの御明では二億数千万円の金を使って、間三千万円の金が科学技術に使われている。その他は年間一千六百万しかわれておらない。しかもこれは国内やつが主要であつて、海外に対して三百五百万円くらいの金しか使っておらない。そういたしますと、国立図書館三分の二以上は、科学技術の情報にされは専心されておつた。それがただまお聞きのようだに、学者の方からはそれだけの膨大な金を使つても何にならないじゃないか、こういうおしりを受けておるのでですが、国立国会図書館がそれだけの金を使ってP Bポートの膨大な質料を寄せられたけれども、それがちつとも民間の方々に学者の方々にも、ほんとうに利用されておらなかつたという原因は何にあるのですか。

〇国立国会図書館副館長(中根秀雄君) 文献、資料の購入の点におきましては、科学技術関係の資料以外の資料につきましては、先ほど申し上げましたように、年間一千六百万円程度でございます。そのうち、海外の資料等に售り向かれるものは、大体四百万円

前回お話ししたことあるそれより凶がも、いこのなほの使て年説長うの今上を数。いてま

後というののは先ほど申し上げた通りでございます。ただ国立国会図書館の、このようにして科学技術の資料、文献を集め、その利用面におきまして、われわれといたしましては、われわれの予算におきまして、計します範囲の努力をいたしております。これは手前みどり申しますが、私どもの見ところでは、ことに最近におきまして、科学技術関係の文献、資料の利用につきましては、相当盛んになつてゐるようになりますし、また、学界、産業界に対する寄与貢献をしておるようになっております。ただ、先ほど申し上げました通り、この文献資料の購入につきましては、相当額を固定いたしておりますけれども、これを先ほど申し上げました科学技術の図書館としての運営を要するいろいろのプロセスがござります。たとえばインデックスの問題、翻訳の問題、それらの要員に至りましては、先ほど申し上げます通り、残念ながら、いまだ国立国会図書館は、その所望の理想に達しておらないので、そういう意味におきまして、いまだ完全なる奉仕ができる得ておらないよう私も考えております。

ば、双方とも、が望まれるよよりません。たゞ、その他の満足できるよとなりはしない。えは成り立ちます。会図書館の中を構だけ膨大にと大きくするのよ。問題は、御意見では、「うなおそれが大きいです。」と大きくするのよ。あらかじめ、そういうようなことんけれども、刊行会図書館が三千人も、これではなかなかいけだ。だから新規といふ大きなと私は思つて、いつけない、とだけだ。だから新規になつておれと私の意見ですが、そえになつておれ

もつと科学陣営の方
うな機構になつてくる。
の方々が国立国会図書館
の場合にも、もつとま
るに使われるような結果
いか。こういうようなな
ませんか。今までで
に情報センター的なもの
のではないか、こうい
ことになつてくれれば施
はなつて、今の弊害をも
のではないか、もう十分や
があると、かように思
はなつて、國立図書館の皆さん
これはもう十分や
れりつとも世界の科学に
ことになるかもしま
用者の側では、今の國
十万円年間使っておつて
はな音になつておるもの
利用してもらわないのが
ことになるかもしま
つしろからつしていくが
新しくこういうやつを施
ますか。

あくまで参考書の機械工学科に於ける、外國の研究機関が使っているのは百六十億くらいで、それから海外に払っている技術導入料は、ごく最近は知りませんけれども、どなたかわかっている方があるかもしれません。ほんのくらいじやないかと思います。今後ますますふえるんじゃないかと思います。私ども今後石油化学の十社だけでも、海外に払う金は相当大きな金になると思いまして、なかなか大きいものは買えませんので、とにかくいろいろ研究をいたしまして、ノーハウを作るわけであります。そういうふうには考えておりません。

して工業化するわけですが、向うでできておれば、特許料とノーハウ料になると考えております。

○阿部竹松君 非常におそらくなりまして参考人の方にお氣の毒であります
が、二、三お聞きしたいと思ひます。

〔委員長退席、理事阿貝根登君着席〕

本年の一月二十日ころまでは、この情報センターは、科学技術庁でやるものか、あるいはまた国会図書館でやるものか、これは政府として明確にきまっておらなかつたと思うわけであります。さいせん、中根副館長のお話の中にございましたけれども、当時は科学技科庁の方の予算要求額は一億一千万円と私は記憶しております。それから国会図書館の方の予算要求額は、大体明確に記憶しておりませんけれども、一億内外だったと思います。そういうようなところで、二つの要求が、一方はこちらへ出て参つて、一方は議連の方へ出てきたわけです。そこでどちらに置くのが正しかといふことで、今回科学技術庁の提案になつたものか、それとも、予算が科学技術庁の方へついてしまつたから、その方が正しいということをやつたものか、そのためのあたり、中根副館長のお話ですと、なわ張り争いがないと、ということを特に強調しておられるようですが、それでも、その点を一つ中根副館長と、それから当局からお伺いしたいと思ひます。

○理事(阿貝根登君) ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

だいまのお話の通り、科学技術庁の方でも、広い意味での科学技術図書館と申しますか、要するに資料を収集して、その利用をせしめるという趣旨の経費をしておつたようあります。どのくらい出しておつたか私は詳しく存じません。国立国会図書館は、昭和二十七年度に、国立国会図書館は、P.B.リポートの購入から、科学技術の図書館の運営という方向に一つの方向を切り開いてというその使命に基きまして、ただいまお話しのございましたよな、相当額の科学資料図書館を運営するための経費を、これは例年出しておるのです。今年も同様に相当額の経費を出したのであります。その際、それではただいま御質問にございましたように、予算額もだからそうくなつたとか、あるいは予算をどうするかといふことにつきまして、われわれが議論にあづからしめられたという点につきましては、実はそういう点につきましてもお話し合いはなかつたわけなんでありまして、ただ一応科学技術庁の方において、科学情報センターができる、国会図書館の経費については、おむね前年の通り科学技術関係につきまして同様の程度ということで三十二年度予算是計上されたようなわけでありますて、その間の何といいますか、どつちを選ぶとか何とかということにつきましては、われわれはあづかり知つておらないことなんでございます。

書館に作るかといふ点につきまして……。

○阿部竹松君 話し中ですけれども、

あなたのお話は参考人の人がお帰りなつてから一つお伺いいたします。では、池田さんは衆議院の特別委員会にも出席されて公述なさつておるの

で、それを読みましたのですが、これ

をぎくばらんにお伺いするのです

が、まあ皆さん方は、本年度は四千万

円とか、またその次の年幾ら幾らとい

うことになつてござりますね、御承知の通り。そうしますと衆議院の特別委員会では、くらげの生殖の文献はいか

にといふところまで出たのですけれども、しかし実際問題として皆さん方が

四千万円の金を投資するということになれば、その天然ガスからアルコール

を取るとか、あるいは非常に範囲が狭いものをやつてほしいということになつて、さいぜん加藤先生がお話し申

し上げられた広い科学などといふもの

がずっと狭くなつてこなければならぬ

と、そういうことににならぬですか。こ

れはどうですか。あなたたちは広い形

に利用しなければならぬ、あす、あさつ

て利用しなければならぬというよう

なことに集中してくるようなお考えは

ないですか。どうですか、その点。

○参考人(池田亀三郎君) それは私申し上げました。私はその通りだと思いま

ます。今の齊藤憲三先生から科学技術

審査したのは、産業技術科学といふこと

で私も答申いたしました。それでで

きたのじやないかと思ひます。そのと

きもやはりその問題が実はありました

のですが、なお、私は今申しました産

業技術の中にも、非常にこれはまた範

囲が広うございますから、あれもこれ

もといって、大体内容も十分ふえるよ

うになつておるのですが、これをどれ

もこれも同じように力を入れまして、

今言つたように、四千万円で、さらに

民間から五千萬円ですか、そのぐらい

の金ではなかなか容易じやないだろ

う思います。私どももそういった専門で

はございませんけれども、仕事をやつ

ていく上からいいましても、当初はや

はり重点的に効果の多いものからやつ

ておるということだけでは結局利益な

んか上げるどころじゃない、結果は非

常にどうなるか、その点は非常に憂慮

をいたします。今でもあのとき申し上

げた通りに考えております。

○阿部竹松君 もう一つ。加藤先生は

学問的立場で御研究なさつておるので

すから、こういう質問どうかと思いま

すが、たとえば本年度法案が通ります

と、六十人ぐらいで出発するわけで

す。それでここにも政府の内容説明を

されておりませんけれど、これは幾ら

幾ら収穫が上がるのだだといふことになつておりまして、六十名ぐらいで先生の

おっしゃつた理想の半分でも三分の一

でもできるかどうかといふことになつてお伺いするのはどうかと思ひます

ありますところの規模は、私が理想と

して考へているものよりも、はるかに

小さくて話しにならぬ。それで私が先

ほど申し上げましたように、一番肝心

なことは、今までで出ておる文獻、資料を整理するということが一番肝心なんです。それらもとうといこ

の金ではなかなか容易じやないだろ

う思います。私どももそういった専門で

はございませんけれども、仕事をやつ

ていく上からいいましても、当初はや

はり重点的に効果の多いものからやつ

ておるということだけでは結局利益な

んか上げるどころじゃない、結果は非

常にどうなるか、その点は非常に憂慮

をいたします。今でもあのとき申し上

げた通りに考えております。

○阿部竹松君 もう一つ。加藤先生は

学問的立場で御研究なさつておるので

すから、こういう質問どうかと思いま

すが、たとえば本年度法案が通ります

と、六十人ぐらいで出発するわけで

す。それでここにも政府の内容説明を

されておりませんけれど、これは幾ら

幾ら収穫が上がるのだだといふことになつておりまして、六十名ぐらいで先生の

おっしゃつた理想の半分でも三分の一

でもできるかどうかといふことになつてお伺いするのはどうかと思ひます

ありますところの規模は、私が理想と

して考へているものよりも、はるかに

小さくて話しにならぬ。それで私が先ほど申し上げましたように、一番肝心なことは、今までで出ておる文獻、資料を整理するということが一番肝心なんです。それらもとうといこの金ではなかなか容易じやないだろ

う思います。私どももそういった専門で

は、一種の不信任案を国会図書館がつくりつけられておるようなことなんですが、設置法で明らかなんです、これは、従いまして現在の国会図書館法の大きなものじゃできない。だからそのほかの出版をするとか、あるいはマイクロカードを取つてやるとかいうよう

な、そういうことは民間の事業者にま

かせて、これがやるべきことは、全部

の資料をとにかく集めて、それを分類

整理して能率的に必要に応じた答えがすぐ出る、そういう態勢を整えるとい

うことが根本であると思うわけです。

○相馬助治君 加藤先生に一点と、池

田参考人に一点とお聞きしたいと思いま

す。まず、加藤先生にお聞きしたい

ことは、この法案の今までの審議の過

程で問題になつておりますことは、公

益性の問題をどういうふうに調和する

かという問題、一方では相当事業収入

というものを見ておると、こういふふ

うな点から、この情報センターの設置

法案がてきてこれが出发しても、ほん

とうの一休仕事がやれるんであらうか

ということを、われわれは多く疑念を

持つておるわけです。そこで参考人に

お尋ねしたいことは、国家財政なんか

から顧慮されはりますが、そういう

ことはしばらく離れて、理想案とした

ならば、一体何が一番いいのかとい

うことを、率直に御披瀧願いたいと思

うのです。具体的にどういうことを私が

お尋ねしたいかといふことは、国会図

書館を強めて、その傘下といふか

その中の仕事として、この情報セン

ターようなものを作らせた方がいい

という案も一つあるうと思ひます。現

在の国会図書館はだめだといつても

す。設置法で明らかに

の交換を行いつつ今日に至つて、所

であります。「これらは準備に最も肝要な事

項である出資金及び寄附金について

は、各界の代表者と十分に意図の疎通

を図つてゐるのであって、「断定してお

ります。」

たましい点は直して、そうして国会図書館

のなかに、ないしは傘下に入れてこれ

を出発させた方がいい」というふうにお

考へか。それとも今政府提案の技術情

報センターのこの案で、もつと政府出

資なら政府出資を増して、大蔵省に財

政支由を犠牲的に払わせてこの案を

考へか。それとも第三

を多く出して、そうして大そううまい

政策としては、公益性とか何とか言わづ

に、日本のお役所仕事のためなことは

定説があるんだから、むしろ民間出資

を多く出して、そうして大そううまい

政策としては、公益性とか何とか言わづ

に、日本のお役所仕事のためなことは

かおろしてこないという方法でいった

方法でやらせて、政府がこれに補助

するすると、そうしてあまり監督だのへつ

たくれだのと言わぬ、古手の官僚なん

かおろしてこないといふ方法でいった

方かいいか。とにかくいろいろ言つづ

りますが、これについては率直な池田

さんの一つ御見解を承りたい。

○参考人(加藤信八郎君) ただいま根

本的な御質問がありましたが、私の信

念を申し上げます。ただいまの国会図

書館がとても科学技術の情報は扱い得

ない、さつき断定いたしたのであり

ますが、これは要するに人と運営が悪

いということです。少くとも現

在の国会図書館には科学技術のわか

っている人がほとんどいない、これが

最大の欠点であります。少くとも現

であります。これが私の経験ではですね、民間の事業者団体が協力してこういうものをを作るということは、これは日本の国情ではできない、共通の利益を追求するという、非常にうまいのあります。が、これは実際問題として、各社が競争するのでありますから、それを共通にやるということはできないと私は思います。従つてこれはどうしても政府の機関に、現在の状況では国会図書館とは別に、その数倍の規模のものを別に作るという構想を理想として、一べんにはできませんから、その構想の一部分ずつを作つています。

ろしいのかどうかということをお尋ね

能率の差というものは。

方によつては、私はできると思ひま

りますから、この金を集計いたします

1

すね、民間の事業者団体が協力してこ
ういうものを作るということは、これ
は日本の国情ではできない、共通の利
害を追求するという、非常にうまいの
でありますが、これは実際問題とし
ては参考人（池田龜三郎君）これは先ほ
ど固く約束したと申し上げました。この
種の寄付その他投資集めに、これがだ
け努力なさった例は私、知りません。

ずいぶん原子力等、ほとんど全く知ら
ない、四十万円の投資、十万円の寄付
といったようなことがだんだんきめら
れておりますけれども、ここは商工議
議所、経団連、名古屋、大阪等に全部
一々御了解を得たということは、私は
ほかにあまり例を見ないよう私個人
は思つております。

○参考人(池田亀三郎君) 今のお話しおの、さつきも申し上げたのですけれども、これは私が投資しましてもです
ね、それに対する配当もそれは期待しないだろうと、これは想像して申します
ところをお話ししてお考えの点は私も了解したつもりでけれども、端的に申
し上げますとですね、現在の国会図書館のやり方はまあ役所主義であつて、能率が上らないと、これはだめであります

た、私はそう思っております。そこでこれが公共性を發揮したからといひまして、この投資あるいは寄付した人が、かれこれ見はないだろうと思うのです。それから公共性といひますと、本来ならば民間でやらせるのが一番能率がいいのだけれども、今の日本的情勢としては、民間だけの団体でやるということはちょっと望めないと思うから、やはりもっと規模の大きさ、國の幾つかとしてやることによから

ましですね。なんまいこの幅広くやりますと、結局結果は何かこう上らな
いんじやないかと、こう思うんです。

○相馬助治君　そこでですね、私の言
うているのは、そういうふうな問題を
るきだらぶ、攻守ぶ言うて、もよ
○参考人(加藤信八郎君)　そうです。

○古池信三君　それからもう一つ、こ
の図書館に付随したといいますか、あ
る、は一本二、三本、四、五、六、七、八、九、十
の本

おおむね一休といひます。が、いもじく利用者の方の便宜をはかるために、マイクロフィルムだとか、そういうようなものを作つて出す、そういうような仕事が今、図書館のやり方は非常におそいが、民間にやつせれば大へん早くなる見通しがつて、ると、こう申しては援助していただけた、はつきりと言えうに、産業界、財界から今のところでは援助していただけた、はつきりと言えば出資金ももらわれるし、寄付ももらわれるし、事業遂行上の協力ももらわれれる見通しがつて、ると、こう申して

ういうお話しでしたが、これは現在の状況ではどのくらい違うでしょうか、

○参考人(加藤信八郎君) それはやり
るとお考えになるか、どうですか。

す。各大学、各会社みなそれぞれ個別に同じようなものを買つてゐる。であ

取れる、こういうことになりまして、今アメリカ大使館を通じまして日本へ

能率の差と、そういうものは、
○参考人（加藤信八郎君）現在図書館
にありますこのP.B.リポート、あるいは
は原子力資料、膨大なものがあります
が、これを実際に各会社が利用してい
るのは、大部分が、私の推測ではです

方によつては、私はできると思いま
す。これは要するに人と運営の問題で
あります。これらを正確に把握した人がやはりやつて
いなければ、結局だめだということで
あります。

それから問題は、昨年あつた例であります
が、アメリカの化学会から、ケミカル・アブストラクツを作
るには、非

規模のものを別に作るという構想を理
想として、一ぺんにはできませんか
ら、その構想の一部分ずつを作つてい
くことが一番望ましいと思いま
す。

○古池信三君 加藤先生にごく簡単に
一つお尋ねしたいのですが、大体先ほ
うかにあまり例を見ないよう私個人
は思つております。

どちらのお話しでお考えの点は私も了解したつもりですけれども、端的に申し上げますとですね、現在の国会図書館のやり方は、まあ役所主義であつて、能率が上らないと、これはだめで

があると、本来ならば民間でやらせるのが一番能率がいいのだけれども、今の日本の情勢としては、民間だけの団体でやるということはちょっと望めないと思うから、やはりもつと規模の大き

○参考人(加藤信八郎君) そうですね。
○古池信三君 それからもう一つ、この図書館に付随したといいますか、あと、こういう御意見なんですね。

用者は便利をはかるために、マイクロ
フィルムだとか、そういうようなもの
を作つて出す、そういうような仕事が
今の図書館のやり方は非常におそい

が、民間にやらせれば大へん早い、こういうお話しでしたが、これは現在の状況ではどのくらい違うでしょうか、

○参考人(加藤信八郎君) それはやり
るとお考えになるか、どうですか。

す。各大学、各会社みなそれぞれ個別に同じようなものを買つてゐる。であ

取れる、こういうことになりまして、今アメリカ大使館を通じまして日本へ

能率の差と、そういうものは、
○参考人（加藤信八郎君）現在図書館
にありますこのP.B.リポート、あるいは
は原子力資料、膨大なものがあります
が、これを実際に各会社が利用してい
るのは、大部分が、私の推測ではです

方によつては、私はできると思いま
す。これは要するに人と運営の問題で
あります。これらを正確に把握した人がやはりやつて
いなければ、結局だめだということで
あります。

それから問題は、昨年あつた例であります
が、アメリカの化学会から、ケミカル・アブストラクツを作
るには、非

抗議が来ている。全部がほとんど二十ドルの個人会員になってしまった。されでは経済やり切れない、こういうアン・フェアな状態では、日本にはケミカル・アブストラクトはもうやらぬ、こういうことになつてはこれは重要問題です。これを私は昨年から心配いたしました、扱う本屋その他一流会社には非常に有用なものであるから、しかもその経費がかかるのだから会社が負担しろ、三百五十ドルみんなそのまま払ってくれということを、すいぶん勧説したのであります。結局のところは全部やめしまって、それが全部二十ドルの個人会員になつて取つておる、こういう状況であります。個人会員は誓約書を出すのであります。このケミカル・アブストラクトは自分個人の使用である、他人には一切見せないのだ。こういう誓約書に署名をして出しますが、それを日本ではみんな出していいる。会社の人もみんなそれを使っている。ところが、実際は会社でみんな使つている。十五万円払うべきところを七、八千円でみんな個人会員になつて取つている。こういうきわめて不信のことだ、アメリカではこれを世界に発表するといふ、それは大へんだ、国際問題です。だからまあ今日本の化学会でこれを何とか処置をするから、それまで発表を控えてもらいたい、こう私は言つてゐるのです。現在なるべくその会社会員には三百五十ドル払つた上、堂々と取つてもらいたいですが、なかなかそう思うようにいきますが、どうですか。来年度は日本の個

トランクツが来なくなる。現在でも来ておりません。今年の分は来ておりません。これが適当に解決しなければ出ぬと、こう言っているのです。こうして、う日本の会社のいわば不信問題であります。このくらい日本では外国のもののが取っている、これが根本なんですね。そんなに取らなくても、私の申し上げましたようなこういう科学技術図書館というようなところにちゃんとあって、それがすべて整理されておれば、個々の問題についてそこへ問い合わせれば、すぐわかるという状態になることが非常に望ましい。今外国に払っている本を買う金を集めれば、これは大へんなものであろうと思います。そういう意味において、国家的の機関において科学技術センターといふものを、そういう構想で作っていただきたい。

て、これをそのまま翻訳あるいはリプリント、そういうことは一切できないことがあります。当然そうしたことになつております。問題が非常に入つてくると思います。

○松澤兼人君 先ほど来いろいろお話を用いておりまして、こういう情報センターの必要性というものは認められますが、果して将来産業界のために、あるいは学界のためにも貢献するようになるかわからぬけれども、日本は国民性として、半官半民的な情報センターというものが、果して将来産業界のためにも、あるいは学界のためにも貢献するようになるかわからぬけれども、政府の考へておるような職員の構成をもつて、果して学界なり、あるいは産業界なりが要求するような活動ができるかどうかという問題につきまして、加藤さん及び池田さんにお伺いしたいと思いますが、この点いかがでございましょうか。

○参考人(加藤信八郎君) 先ほどから申し上げておりますように、こんな程度の規模では、私の理想とするような科学技術情報センターはできないといふことは申し上げてあるのですが、しかしそれは一ぺんにはできないのですから、部分的に始めるといったところでも、根本の理想というものは、国家的の機関において世界的な科学技術の資料をそこで集めて整理、分類していくことが望ましい。それだけでもこの規模では数年かかるべきないと私は思います。

○参考人(池田龜三郎君) 私もこれ

〔速記中止〕

〔西博局機器委員会 委員長席〕
○委員長(松澤兼人君) 速記を始め
て。
参考の方々には大へんお忙しいと
ころ、しかも開会がおくれまして、ま
ことに恐縮でございました。しかも、
長時間にわたりまして有益な御意見を
拝聴いたしまして、日本科学技術情報
センターの審議に裨益するところまで
とにかくたと思いまして、厚くお
礼を申し上げます。
以上、参考人を中心としたしました
質疑は一応これで打ち切ります。

○委員長(松澤兼人君) 次に、新たに本委員会に付託になりました機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案と、電子工業振興臨時措置法について提案理由の説明を聽取いたします。

○政府委員(長谷川四郎君) 機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

案につきまして、その提案理由を御明申し上げます。

昨年六月第二十四回国会におきまして、機械工業振興臨時措置法が成立を行されて以来、政府はこの法律の趣旨に基き、機械工業のうち最も劣弱な部門されおりります基礎機械及び共通部門を中心として、設備の近代化、效率の増進、生産技術の向上等の合理化施策を推進して参つたのであります。

御承知のように、現行の機械工業振興臨時措置法の規定によりまして、これらの合理化施策の推進につきましては、通商産業大臣がその運用に当つたのでありますから、このほど運輸省の所掌に属する造船関連工業の一切及び鉄道車両部品工業等の業種につきましても、本法制定の趣旨に合致するものにつきましては、運輸大臣も本件を運用することによりその振興をねらうことが適当であるとの結論に到達いたしましたので、現行法中「通商産業大臣」と定めてあります規定のうち、「必要なものについて、これを「主務大臣」と改めることとしたした次第であります。

なお、本法の運用に当りましては、関係行政機関の間で充分協議の上、この一体的運用をはかる所存であります。

以上が機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案の趣旨でございまして、つきまして、その提案理由と法律案の概要を御説明申し上げます。

次に、電子工業振興臨時措置法案につきまして、その提案理由と法律案の概要を御説明申し上げます。

電子工業は、最近において急速な発

展を見つける近代産業の一つであり、國の基幹産業として関連各産業部門への応用面は、まことに無限の広がりを有していると申すべく、その将来性について最も期待を持たれている重要な産業であります。

わが国の電子工業は、過去五十年の歴史を有しておるとは申せ、それは主として電気通信の分野においてその応用研究がなされていたにすぎず、戦時中及び戦後を通じ、歐米諸外国がその産業各部門への広範なる応用についてきわめて長足の進歩を遂げたのに對しはなはだ立ちおくれており、今後政府及び民間の総力を結集して、できる限りすみやかにその振興をはからねばならぬことを痛感する次第であります。

わが国電子工業がこの大きな国家的要請にこたえるためには、一方において広く海外先進諸國の優れた技術に学ぶことも必要であります。が、基本的にはわが国技術水準の着実な向上と経営基礎の確立をはかるとともに、その部品、材料及び機器全体について一貫した均衡のとれた形で電子工業全体が総合的に発展してゆくことが切に望まれる次第であります。

このような見地からわが国電子工業の現状を見ますに、解決るべき幾多の問題に当面していると言わねばなりません。すなわち、わが国電子工業は戦後十年を経てようやく一応の生産体制の整備が行われたにすぎない段階でありまして、それも主として外國技術との提携に依存してきたといえるのであります。

ま推移すれば、現在の企業の技術的並びに資金的能力から見て、わが国電子技術のおくれは、ますます大きくなるものといわねばなりません。のみならず、電子機器の基礎となる部品工業の分野におきましては、多数の企業が乱立して、それぞれ多種類のものを小量ずつ生産しているという現状であります。

かかる現状とこれに対処すべき国家的要請とにかくがみ、政府といいたしましては昨年十月通商産業省内の機械工業審議会に電子工業振興特別部会を設置し、関係官庁の職員、学識経験者業界代表等を委員に委嘱し、その振興対策につき慎重審議して参りましたが、最近に至り一応の結論が得られましたので、この結論に基き、かつてさらに各方面からの検討を重ねた結果、このたびようやく法案としてこれを上程することとしたのでござります。

本案は、電子工業における製造技術の向上、新規製品の工業化及び生産の合理化を促進することにより、総合的に電子工業の振興をはかるとともに、これにより一般産業の近代化を促進し、国民経済の健全な発展に寄与しようとするものであります。その骨子は次の通りであります。

本案の対象となる電子機器等は、試験研究促進の必要なもの、新たに工業生産に移す必要があるもの及び生産数量を増大する必要があるもの、合理化の必要なものの三つに分けて、それぞれ政令で定めることになつておりますが、それぞれ当面最も急を要するものについて重点的にとり上げていきたいと考えております。

ました電子機器等ことに目標年度を定めて策定することとしたしまして、試験研究の内容とその完成の目標年度、工業生産の開始の目標年度または目標年度における生産数量、性能または品質、生産費その他生産の合理化の目標となるべき事項をそれぞれ定めることとし、さらにこれらを実現をはかるために設備の近代化、専門生産体制の確立、規格統一の促進等の諸措置を定めることとなつております。この計画は、電子工業に関する学識経験者等をもって構成する電子工業審議会に諮り、計画が適正妥当に策定されることを期待するとともに、これを公表して電子工業合理化達成のための政府の決意と責任とを表明することを規定しております。

右の計画達成のためにとるべき主要な措置として、本案にはまた設置近代化のための所要資金の確保、合理化カルテル実施のための指示、品質管理確保のための検査設備の基準の公表等の措置が定められております。

設備資金の確保につきましては、特に合理化機種に関しては機械工業振興臨時措置法による特定機械と同様の方針による日本開発銀行による融資のあつせん等を行いたいと考えております。その他の機種につきましても同銀行の通常の融資条件による資金あつせんを考えております。

次に、生産分野の専門化、規格の統一、部品原材料の購入等を目的とする合理化カルテルの指示につきましては、現行類似法に規定する合理化カルテルの趣旨をさらに一步前進させて、生産品種及び使用する部品の規格の統一、生産品種別の製造数量の制限、部

品または原材料の共同購入などの共同行為について積極的に合理化のためのカルテルを締結することにした次第であります。

最後に、品質管理の確保のための検査設備の基準の公表につきましては、単に振興基本計画に定める設備の近代化の計画のみにとどまらず、一企業の具体的な基準を定めて公表し、各企業における電子機器の品質管理の励行を期待しようとするものであります。なお、本法は、独裁法の適用除外の関係等から、七年の臨時立法といたしておりますが、その間所期的目的達成のため、政府といいたしましても最大の努力を傾注いたす所存であります。

以上本案の概略をご説明申し上げた次第であります。

何とぞ御審議の上御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(松澤兼人君) ただいま提案理由の説明のありました二法案につきましては、後日質疑をいたすこといたします。

ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松澤兼人君) それじゃ速記をつけて下さい。

午後の会議は二時から再開することにいたしまして、暫次休憩いたしました。

午後一時八分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

四月十二日本委員会に左の案件を付託されました。

一、電子工業振興臨時措置法案

電子工業振興臨時措置法案
(目的)
第一条 この法律は、電子工業を振興することにより、産業の設備及び技術の近代化その他国民经济の健全な発展に寄与することを目的とする。
(定義)
第二条 この法律で「電子機器等」とは、電子機器（電子管、半導体素子その他これらに類似する部品を使用することにより電子の運動の特性を応用する機械器具をいいう。以下この項において同じ。）並びに主として電子機器に使用される部品及び材料をいう。
2 この法律で「電子工業」とは、電子機器等を製造する事業をいう。
(電子工業振興基本計画)
第三条 通商産業大臣は、電子工業審議会の意見をきいて、次に掲げる電子機器等に係る電子工業について、電子工業振興基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。
一 わが国において製造技術が確立されていないか又はその水準が外国の水準に比して著しく低い電子機器等のうち、その製造技術に関する試験研究（試作を含む。以下同じ。）を特に促進する必要があるものであつて、政令で定めるもの
二 わが国において工業生産が行われていないか又は生産数量が著しく少い電子機器等のうち、工業生産の開始又は生産数量の増加特に促進する必要があるもので定めるもの

電子工業振興臨時措置法案

(目的)
第一条 この法律は、電子工

興することにより、産業の設備及び技術の近代化その他国民経済の健全な発展に寄与することを目指とする。

(定義) 第二条 この法律で「電子機器等」と

は、電子機器（電子管、半導体素子その他これらに類似する部品）を使用することにより電子の運動特性を応用する機械器具をい

う。以下この項において同じ。)並びに主として電子機器に使用される部品及び材料をいう。

子機器等を製造する事業をいう。

第三条 通商産業大臣は、電子工業審議会の意見をきいて、次に掲げる

審議会の意見を出し、決議する電子機器等に係る電子工業について、電子工業振興基本計画（以

下「基本計画」という。)を定めなければならぬ。

一 わが国において製造技術が確立されていなか又はその水準

が外国の水準に比して著しく低
い電子機器等のうち、その製造

技術に関する試験研究（試作も含む。以下同じ。）を持て促進す

る必要があるものであつて、政令で定めるもの

二 わが国において工業生産が行 われて、いかが又は生産数量が

著しく少い電子機器等のうち、工業生産の開始又は生産数量の

增加を特に促進する必要がある

第二十一条 第十四条から前条までに定めるものほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

(報告の徵取)

第二十二条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電子工業を営む者に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせることができる。

(罰則)

第二十三条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十四条 第十条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、施行の日から七年以内に廃止するものとする。

3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中

機械工業の振興に関する重要な事項を調査審議すること。

を

電子工業	機械工業	機械工業(電子工業を除く)の振興に関する重要な事項を調査審議すること。
------	------	-------------------------------------

4 機械工業振興臨時措置法(昭和三十一年法律第百五十四号)の一部を次のように改訂する。

第二条第一項中「機械器具」の下に「電子機器を除く。」を加える。

第三十四条中「機械工業の」を「機械工業(電子工業を除く。以下同じ。)」の下に改める。

四月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業団体法制定に関する請願(第一七三五号)(第一七三六号)

(第一七四五号)(第一七五五号)

(第一七五六号)(第一七五六号)

(第一七六四号)(第一七七六号)

(第一七八一号)(第一七八四号)

(第一七八五号)(第一八〇六号)

一、日中両国の通商代表部設置に関する請願(第一七六二号)

一、東北地方の電力確保に関する請願(第一七六三号)

一、小売市場振興法制定に関する請願(第一七六五号)

一、愛媛県新居浜、西条両市間四国電力株式会社の高圧線架設による土地の損害補償の請願(第一七八〇号)

一、東北地方開発促進に関する請願(第一七八六号)

第一七三五号 昭和三十二年三月三日受理	第一七四五号 昭和三十二年三月三日受理	第一七四五号 昭和三十二年三月三日受理	第一七四五号 昭和三十二年三月三日受理
紹介議員 津島 寿一君	紹介議員 宮澤 喜一君	紹介議員 神田文生外三百四十九名	紹介議員 西川弥平治君
請願者 香川県高松市香西町七三 壱井映二外千八十七名	請願者 広島県呉市中通六ノ一 二協同組合呉専門店会	請願者 平野文生外三百四十九名	請願者 新潟県議会議長 小笠原九一
中小企業者は、国民経済上重要な地位を占めているにかかわらず競争が激しく、かつ規模も小さいために取引上不利な立場におかれ、事業も生活も極めて不安定な状態にあるから、業者相互の競争を防止するとともに他から受けたる不当な圧迫を排除してその経済的地位の向上を図るために、(一)団体交渉権、(二)アウトサイダー規制、(三)義務加入、(四)独禁法の適用除外、(五)組織法の一元化、(六)民主的自力運営、(七)中小企業の定義の明確化、(八)議員立法等を骨子とした中小企業団体法を制定せられたいとの請願。	中華人民共和国の経済が飛躍的に発展しつつある時、國民が最も期待しているところの日中貿易関係は漸次回復に向かい目中民間貿易協定も既に三回を重ねているが、日中貿易はわが国の経済自立の基礎確立のため極めて緊要なことであるから、この際なお両国貿易を促進するため、日中両国の国交の正常化はもちろん、当面の緊急問題である通商代表部の相互設置について格段の努力を払われたいとの請願。	中華人民共和国の通商代表部設置に関する請願	中華人民共和国の通商代表部設置に関する請願
第一七五五号 昭和三十二年四月一日受理	第一七五五号 昭和三十二年四月一日受理	第一七五五号 昭和三十二年四月一日受理	第一七五五号 昭和三十二年四月一日受理
紹介議員 重宗 雄三君	紹介議員 新潟県議会議長 小笠原九一	紹介議員 西川弥平治君	紹介議員 西川弥平治君
請願者 山口県下関市田中町二〇六山口県清涼飲料調整組合内 須川政喜外一名	請願者 平野文生外三百四十九名	請願者 新潟県議会議長 小笠原九一	請願者 新潟県議会議長 小笠原九一
中小企業団体法制定に関する請願	中小企業団体法制定に関する請願	東北地区の電力確保に関する請願	東北地区の電力確保に関する請願
第一七三六号 昭和三十二年三月三日受理	第一七五六号 昭和三十二年四月一日受理	第一七五六号 昭和三十二年四月一日受理	第一七五六号 昭和三十二年四月一日受理
紹介議員 仲原 善一君 手島栄君	紹介議員 宮澤 喜一君	紹介議員 西川弥平治君	紹介議員 西川弥平治君
請願者 烏城県米子市西倉吉町八〇判沢喜八郎	請願者 広島県呉市中通七ノ五 加納光治郎外二百四十五名	請願者 平野文生外三百四十九名	請願者 平野文生外三百四十九名

第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。
この請願の要旨は、第一七三五号と同じである。	この請願の要旨は、第一七三五号と同じである。	この請願の要旨は、第一七三五号と同じである。	この請願の要旨は、第一七三五号と同じである。
第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。
第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。
第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。

第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。
第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。
第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。
第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。
第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。	第一七三五号 同じである。

第一七四四号 昭和三十二年三月三十一日受理

日中両国の通商代表部設置に関する請願

日受理

第一七六二号 昭和三十二年四月二十一日受理

請願

請願</p

請願者

東京都世田谷区上馬町
二ノ一、〇四三東京光

音電波株式会社取締役

紹介議員

小西 英雄君

この請願の趣旨は、第一八〇五号と同じである。

四月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、自転車競技法を廃止する法律案

(衆)

一、小型自動車競走法を廃止する法律案(衆)

自転車競技法を廃止する法律案

自転車競技法を廃止する法律案

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）は、廃止する。

附 則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項から第六項までの規定は、

第二項から第六項までの規定は、
公布の日から施行する。

2 通商産業大臣は、自転車競技法の廃止が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 通商産業省に、競輪廃止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

4 審議会は通商産業大臣の諸間に応じて、自転車競技法の廃止に関する対策を調査審議する。

5 小型自動車競走法を廃止する法律案(衆)

6 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）は、廃止する。

附 則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項から第六項までの規定は、

2 通商産業大臣は、小型自動車競走法の廃止が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 通商産業省に、小型自動車競走法廃止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

4 審議会は、通商産業大臣の諸間に応じて、小型自動車競走法の廃止に関する対策を調査審議する。

5 前二項に定めるものほか、審議会の組織、運営その他審議会に因し必要な事項は、政令で定める。

6 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十条中第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）の廃止を円滑に行うための措置にすること。

第二十五条第一項の表中競輪廃止対策審議会の項の次に次のように加える。

小型自動車競走法廃止する法律案(衆)

7 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）は、廃止する。

昭和三十二年四月十九日印刷

昭和三十二年四月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局